

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

景気回復は政府予想より民間厳しく 23調査機関の12年度経済見通し

2012年度、国内の23の調査機関による平均的な経済見通しは「政府補正予算の本格的な執行によって、景気は持続的な回復へ向かう」との見方を示し、調査機関すべてで**実質GDP**のプラス成長を見込んでいる。とはいえ調査機関平均の数値は政府の見通しを下回り、実質成長率は+2.0%（政府見通し同 2.2%）、名目成長率は1.6%（政府+2.0%）と辛い数字となった。

12年度経済は、欧州経済低迷、円高の影響（輸出環境悪化）の可能性が高いとしながらも「復興需要の顕在化、自動車増産の景気浮揚効果などで景気回復を維持すると見られる」（住友信託銀行、三菱総研、日本総研など）。しかしこれは「当面」で「欧州債務危機の展開次第では、世界的な金融危機への発展の恐れや危機回避後に景気後退入りのリスクを背負う」（同機関）と、“欧州頼み”の危うさである。

12年度の主な需要項目の特徴は以下の通り。個人消費（民間最終消費）=12年度平均+0.7%。自動車販売堅調で個人消費は緩やかな増加基調。輸出=同+4.5%。中国、新興国を中心に海外景気が上向くと予想。民間設備投資=同+3.4%。企業収益下降と海外景気後退で不透明感が高まり低いが、12年度は大企業中心に拡大が期待。

大幅成長の見込みは民間住宅投資で、復興住宅再建が+4.2%。インフラ・公共事業は+9.2%と、12年度は「復旧・再建」の槌音が鳴り響くことだろう。

税務会計

法人契約養老保険での争いが決着 控除できる保険料は本人負担のみ

養老保険の満期保険金を一時所得として受け取った場合に、支払保険料の本人負担分に加え法人負担部分も必要経費として控除できるかどうかを巡る裁判が最終決着した。最高裁は1月13日、収入を得るために支出した金額は一時所得の所得者本人が負担した金額に限られ、それ以外の者つまり法人が負担した保険料は含まれないと判断、一審・二審判決を取り消す逆転判決を下した。

問題となっていたのは、会社を契約者及び死亡保険金受取人、役員や従業員を被保険者及び満期保険金受取人とする養老保険契約の満期保険金に係る税務だった。納税者は、法人負担分も含む保険料全額を一時所得の必要経費として申告したところ、税務署が法人負担分は「収入を得るために支出した金額に当たらない」として否認、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたため、その取消しを求めて提訴したものだ。

最高裁は事実関係を整理した上で、所得税法34条2項が定める一時所得の「収入を得るために支出した金額」に該当するためには、収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないと解釈。その上で、保険料のうち法人負担部分は所得税法34条2項の「収入を得るために支出した金額」に当たるとは言えず、保険金に係る一時所得の金額の計算の際に控除することもできないと指摘した。

もう一件、上告中の類似事件（一審：納税者勝訴、二審：納税者敗訴）も1月16日、最高裁において同様の判決が下されている。

今週のキーワード

実質GDP

GDPには名目と実質がある。市場価格で評価した名目GDPを実質的な価値に直すため物価上昇を織り込んで修正したのが実質GDPで、その年に生産された財の本当の価値を算出したもの。例えば、財の値段が一気に2倍になったとすると名目GDPは2倍だが、経済規模も2倍になったとはいえない。それは、個人の所得も2倍になったとすると、個人の購入できる財の量は変わらないからだ。